

埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県農林部が発注した建設工事を、優秀な成績で履行した現場代理人等（埼玉県建設工事請負契約約款第10条に規定する主任技術者、監理技術者及び専門技術者を含む。以下「現場代理人等」という。）を表彰することにより、現場代理人等の技術の向上や優秀工事への意欲の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、農林部の各センター及び事務所（以下「センター等」という。）が発注した建設工事のうち、表彰実施年度の前年度に完成した工事における現場代理人等が、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 建設工事の施工における技術上の管理が特に優秀と認められるもの。
- (2) 特に困難な施工条件を克服して、優れた成績をもって建設工事を完成したもの。
- (3) その他、事業の遂行に著しく貢献したもの。

(欠格事項)

第3条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 現場代理人等が、道路交通法等の法令の規定に基づく処分を受け、又は受けることが明らかである場合
- (2) 現場代理人の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (3) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、建設業法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかである場合。
- (4) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度に完成したすべての県発注工事について、工事成績評定点が65点未満となる工事が含まれる場合。
- (5) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、又は受けることが明らかである場合。
- (6) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の過去2ヶ年度当初から表彰日までの間において、県発注工事で不正軽油を使用し、地方税法違反で検挙された場合。
- (7) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の過去2ヶ年度当初から表彰

日までの間において、県発注工事で埼玉県環境保全条例によるディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県環境保全条例による運行停止命令を受けた場合。

- (8) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の過去2ヶ年度当初から表彰日までの間において、県発注工事で過積載を行い、道路交通法違反による措置命令を受けた場合。
- (9) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の過去2ヶ年度当初から表彰日までの間において、県発注工事の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかつたことがあつた場合。
- (10) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、入札契約に関する不当な強要を感じる行為があつた場合。
- (11) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県内における公共工事で作業員（下請け業者に係る作業員も含む）及び第三者の死亡事故（請負者に責任のあるもの）を起こした場合。
- (12) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による嚴重注意を受けるなどの指導を受けた場合。
- (13) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体に属する現場代理人等の表彰は行わない。

（候補者の推薦）

第4条 第2条の規定に基づく表彰の候補者は、実施基準の定めるところにより、建設工事を所掌する担当課長等が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

（審査委員会）

第5条 第2条の規定による表彰について、その可否を審査するためセンター等に審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、原則として別表第1の職にある者をセンター等の所長（以下「所長」という。）が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があつたとき、又は欠けたときに職務を代理する。
- 6 副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、所属する組織の職員に代理させることができる。

（被表彰者の決定）

第6条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、所長が決定する。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、年1回所長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(実施基準)

第8条 この要綱の実施に関し必要な基準は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 8月20日から施行する。

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 9月 5日から施行する。

この要綱は、平成19年12月28日から施行する。

この要綱は、平成20年10月21日から施行する。

この要綱は、平成21年10月 6日から施行する。

この要綱は、平成22年11月17日から施行する。

別表第1

1 農林振興センター

区 分	職 名
委 員 長	副所長
副 委 員 長	副所長
委 員	担当部長 担当課長

2 寄居林業事務所

区 分	職 名
委 員 長	副所長
副 委 員 長	担当部長
委 員	担当部長 担当課長

埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰実施基準

埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づく表彰の実施については、この基準に定めるところによる。

（表彰の基準）

- 1 要綱第2条（1）、（2）及び（3）の規定に該当する現場代理人等は、次のすべてに該当する農林部所管の建設工事を施工した現場代理人等とする。
 - （1）請負額500万円以上の建設工事。
 - （2）工事成績評定点が80点以上の建設工事。
 - （3）現場代理人、主任技術者、または監理技術者については、元請業者の職員が施工した建設工事。

（候補者の推薦）

- 2 表彰の候補者を推薦しようとする担当課長等は、推薦調書（様式第1号）を委員長に提出する。
 - （1）推薦は、原則として1請負者1件とする。
 - （2）推薦は、各担当3件以内とする。

（候補者の選定）

- 3 委員長は、委員会の審査結果に基づき、原則として5者以内の表彰候補者を選定し、所長に報告する。

（被表彰者の決定及び報告）

- 4 所長は、委員長から報告を受けた後、すみやかに被表彰者を決定し、農林部長（農村整備課）にその結果を報告する。

（その他定めのない事項）

- 5 この実施基準に定めるもののほか、実施に関し必要な基準は、委員長が別に定めることができる。